

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
52	災害対策基本法等に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

杵築市は、災害対策基本法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利害に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大分県杵築市

公表日

令和8年1月23日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	災害対策基本法等に関する事務
②事務の概要	<p>本事務は、災害対策基本法(昭和36年11月15日法律第223号)に基づき、避難行動要支援者名簿の作成、個別避難計画の作成、罹災証明書の交付又は被災者台帳の作成の事務を行うものである。</p> <p>行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号以下「番号法」という。)においては、別表の55の項に基づき、避難行動要支援者名簿の作成、個別避難計画の作成、罹災証明書の交付又は被災者台帳の作成に関する事務において特定個人情報を用いることとなる。</p> <p>災害弔慰金の支給等に関する法律により、杵築市災害弔慰金の支給等に関する条例(平成17年10月1日条例第93号)に基づき、下記の災害弔慰金の支給に関する申請の受付を行う。</p> <ul style="list-style-type: none">・災害弔慰金の支給・災害障害見舞金の支給・災害援護資金の貸付け
③システムの名称	1 MICJET番号連携サーバー 2 Acrocity行政基本システム 3 中間サーバー 4 大分県被災者台帳システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1) 避難行動要支援者名簿ファイル (2) 個別避難計画ファイル (3) 罷災証明書交付台帳 (4) 被災者台帳 (5) 災害弔慰金ファイル (6) 災害障害見舞金ファイル (7) 災害援護資金貸付ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1.番号法第9条第1項及び第2項並びに別表 55の項、82の2の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) なし(災害対策基本法に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。) (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	危機管理課、福祉事務所、税務課
②所属長の役職名	危機管理課長、福祉事務所長、税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	危機管理課 〒873-0001 大分県杵築市大字杵築377番地1 Tel:0978-62-1802
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	危機管理課 〒873-0001 大分県杵築市大字杵築377番地1 Tel:0978-62-1802 福祉事務所 〒879-1307 大分県杵築市山香町大字野原1010番地2 Tel:0977-75-2405 税務課 〒873-0001 大分県杵築市大字杵築377番地1 Tel:0978-62-1805
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> [1万人以上10万人未満] 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<選択肢> [500人未満] 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<選択肢> [発生なし] 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢>	
	1) 基礎項目評価書	
	2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書	
	3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	
2) 又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>
		1) 特に力を入れている
		2) 十分である
		3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>
		1) 特に力を入れている
		2) 十分である
		3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>
		1) 特に力を入れている
		2) 十分である
		3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢>
		1) 特に力を入れている
		2) 十分である
		3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢>
		1) 特に力を入れている
		2) 十分である
		3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>
		1) 特に力を入れている
		2) 十分である
		3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢>
		1) 特に力を入れている
		2) 十分である
		3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・入力や交付に関しては、複数人での確認を行っている。 ・特定個人情報を含む書類等は、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。 	

9. 監査

実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[] 外部監査
-------	------------	------------	---------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	------------------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発]
	<p><選択肢></p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】	[十分である]
判断の根拠	事務取扱者への研修(サイバーセキュリティの確保に関する事項を含む)、特定個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員への研修等の教育研修を行い、また未受講者に対するフォローアップを実施している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月3日	保護評価書名	災害対策基本法に関する事務	災害対策基本法等に関する事務	事後	
令和6年6月3日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務①事務の名称	災害対策基本法に関する事務	災害対策基本法等に関する事務	事後	
令和6年6月3日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	<p>本事務は、災害対策基本法(昭和36年11月15日法律第223号)に基づき、避難行動要支援者名簿の作成、個別避難計画の作成、罹災証明書の交付又は被災者台帳の作成の事務を行うものである。</p> <p>行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号以下「番号法」という。)においては、別表第一の36の2の項に基づき、避難行動要支援者名簿の作成、個別避難計画の作成、罹災証明書の交付又は被災者台帳の作成に関する事務において特定個人情報を用いることとなる。</p>	<p>本事務は、災害対策基本法(昭和36年11月15日法律第223号)に基づき、避難行動要支援者名簿の作成、個別避難計画の作成、罹災証明書の交付又は被災者台帳の作成の事務を行うものである。</p> <p>行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号以下「番号法」という。)においては、別表の55の項に基づき、避難行動要支援者名簿の作成、個別避難計画の作成、罹災証明書の交付又は被災者台帳の作成に関する事務において特定個人情報を用いることとなる。</p> <p>災害弔慰金の支給等に関する法律により、杵築市災害弔慰金の支給等に関する条例(平成17年10月1日条例第93号)に基づき、下記の災害弔慰金の支給に関する申請の受付を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害弔慰金の支給 ・災害障害見舞金の支給 ・災害援護資金の貸付け 	事後	
令和6年6月3日	2. 特定個人情報保護ファイル名	(1) 避難行動要支援者名簿ファイル (2) 個別避難計画ファイル (3) 罷災証明書交付台帳 (4) 被災者台帳	(1) 避難行動要支援者名簿ファイル (2) 個別避難計画ファイル (3) 罷災証明書交付台帳 (4) 被災者台帳 (5) 災害弔慰金ファイル (6) 災害障害見舞金ファイル (7) 災害援護資金貸付ファイル	事後	
令和6年6月3日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1.番号法第9条第1項及び第2項並びに別表第一 36の2の項	1.番号法第9条第1項及び第2項並びに別表 55の項、82の2の項	事後	
令和6年6月3日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	(情報提供の根拠) なし(災害対策基本法に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。) (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号及び別表第2 56の2の項	(情報提供の根拠) なし(災害対策基本法に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。) (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号	事後	
令和7年1月27日	IIしきい値判断項目 1. 対象人員 いつ時点の計算か	令和6年1月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	
令和7年1月27日	IIしきい値判断項目 1. 取扱者数 いつ時点の計算か	令和6年1月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	
令和7年1月27日	IVリスク対策 8.人手を介在させる作業	—	十分である	事後	
令和7年1月27日	IVリスク対策 8.人手を介在させる作業 判断の根拠	—	・入力や交付に関しては、複数人の確認を行っている。 ・特定個人情報を含む書類等は、施錠できる書棚等	事後	
令和7年1月27日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策	—	9)従業者に対する教育・啓発	事後	
令和7年1月27日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	—	十分である	事後	
令和7年1月27日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】 判断の根拠	—	事務取扱者への研修(サイバーセキュリティの確保に関する事項を含む)、特定個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員への研修等の教育研修を行い、また未受講者に対するフォローアップを実施している。	事後	
令和8年1月23日	IIしきい値判断項目 1. 対象人員 いつ時点の計算か	令和6年1月1日時点	令和7年10月1日時点	事後	
令和8年1月23日	IIしきい値判断項目 1. 取扱者数 いつ時点の計算か	令和6年1月1日時点	令和7年10月1日時点	事後	